

枚方市立小学校 いじめ重大事態報告書 概要版

令和5年12月

枚方市教育委員会

この報告書は、枚方市立小学校が作成した報告書の概要版である。

1. 事実の概要

令和4年6月、当時小学校5年生の被害児童より専科教員に対し、同学年の関係児童に「椅子を蹴られた」との訴えがあった。関係児童はわざとじゃないという思いがあったので納得していなかったが、学級担任はわざとでなくとも被害児童が嫌な思いをしているという理由から謝罪が必要と判断し、関係児童に謝罪をさせた。学級担任は、被害児童から「許す」という発言があり、問題が解決したものと思い、いじめと捉えていなかった。しかしそ日の放課後、納得していなかった関係児童は被害児童に対し「嫌い」という発言をした。

同年7月に被害児童の母から、学校に対し、上述の事案により、被害児童が精神的苦痛を感じている訴えのか、全部で4事案のいじめの訴えがあり、学校はいじめ等問題行動対策委員会において、関係児童や他の児童に聴き取りを行うことを確認した。

学級担任が被害児童や関係児童、他の児童に聴き取りを行った結果、「椅子を蹴られた」事案については、被害児童の椅子に関係児童の足が当たった事実は認められ、「嫌いと言われた」事案については、事実の確認がとれ、関係児童は被害児童に謝罪した。

しかし、2学期に入って、被害児童の欠席が増え、同年11月に欠席日数が30日を超えたため、学校はいじめ重大事態(2号事案)と認知し、いじめ等問題行動対策委員会において被害児童への見守りを強化することを確認した。このため、関係児童との空間を分けるため、同年1月下旬から、時間割を変更し、新カリキュラムでの授業を開始した。

令和5年1月、被害児童の父より被害児童に医師の診断がおりたとの報告があり、学校はいじめ重大事態(1号かつ2号事案)と認知した。

令和5年度からは、被害児童と関係児童とは別クラスとしたため、被害児童は理由のはっきりとした欠席のみとなっている。また、関係児童には、被害児童との関わり方や自身の学校生活の過ごし方について指導を行った。

2. 重大事態の調査について

調査主体は、当該学校のいじめ等問題行動対策委員会で、構成員は、校長、教頭、生徒指導主担当者、人権教育主担当者、支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任、学級担任、スクールソーシャルワーカーである。調査については、令和4年7月にいじめを認知してから開始し、過去のいじめアンケートを確認したり、被害児童や関係児童、他の児童への聴き取りを行った。

3. 被害児童の訴え及び認定した事実

被害児童及び被害児童の母から、いじめ行為として訴えのあった4事案について、令和4年7月に学級担任が被害児童や関係児童、他の児童に聴き取りを行った結果、「椅子を蹴られた」事案については、被害児童の椅子に関係児童の足が当たった事実は認められ、「嫌いと言われた」事案については、事実の確認がとれ、被害児童が心身の苦痛を感じていることから、いじめ防止対策推進法第2条第1項の定義に則り、いじめと認められた。

4. 学校の対応の課題について

①情報共有と組織的対応の遅れ

令和4年6月に被害児童から訴えのあった関係児童からの行為について、被害児童と関係児童間の「トラブル」として扱った結果、関係児童への指導と、関係児童から被害児童への謝罪をさせることで本事案が解決したものと捉えたため、その日のうちにいじめ等問題行動対策委員会での即時共有ができずに、被害児童の母からいじめ事案の訴えがあり、事実と確認した同年7月までのおよそ1ヶ月間、いじめ事案としての初期対応や早期解決がなされなかった。その結果、被害児童の精神的苦痛の理解に重きがおかれて、被害児童の精神的苦痛が継続することとなった。

②関係児童の気持ちの変化を丁寧にとらえた謝罪の場の設定

関係児童に対する児童理解が至らず、納得できていない状態で謝罪をすることになったため、被害児童へ謝罪した同日の放課後、関係児童から被害児童に対して「嫌い」との発言があった。

これは、関係児童の被害児童に対する思いをじっくりと聞き、受け止めた上で、被害児童の精神的苦痛に気付くよう、丁寧に向き合う必要があった。

③被害児童の精神的苦痛やフラッシュバックに対する理解

同年7月の本事案認知後、いじめ等問題行動対策委員会において、教室では座席を離す等の対応方針を被害児童及び被害児童の母に伝えているにも関わらず、同年11月の席替えで被害児童と関係児童の座席の距離に配慮が足りなかったため、被害児童が精神的苦痛を感じることになった。

5. 再発防止策

①丁寧な聞き取りによる事案の理解

最初に対応する教職員は、児童の気持ちに寄り添い、「いじめ」として早期に認知し、学校はいじめ等問題行動対策委員会に即時報告する。いじめ等問題行動対策委員会では情報を共有後、被害児童の気持ちに寄り添った方針を具体的に立てていくとともに、決定した方針については適宜、いじめ等問題行動対策委員会の中で確認を取るようにする。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門スタッフの協力を求めながら、被害児童や関係児童のアセスメントを実施し、対応する教職員が適切な聞き取りや見守り等の対応ができるようにするとともに、教職員が初動から適切に対応できるよう、教職員のいじめ対応への知識を深める。

②謝罪の場の設定について

被害児童の支援と関係児童への指導を考慮し、双方が合意した場合に謝罪の場を設ける。被害児童が謝罪を受け入れる準備が整い、関係児童が自分の行動に気づく段階に達した時に使う。

「謝罪」を実現するためには、被害児童に対してサポートを続け、守り抜く姿勢を示すと同時に、関係児童に対しては成長を促す視点で接し、関係児童が抱える不安や不満、ストレスなどを理解する。

③児童の精神的苦痛の理解

児童の精神的苦痛を汲み取る努力を怠らない。精神的苦痛の程度には個人差が大きく、大人の思い込みや価値観にとらわれることなく、色々な側面から児童との対話を粘り強く繰り返し、信頼関係を醸成する。そのための研修も実施する。